

京都市森林法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和5年3月31日

京都市長 門川大作

京都市規則第92号

京都市森林法施行細則の一部を改正する規則

京都市森林法施行細則の一部を次のように改正する。

第6条を第7条とする。

第5条第1項中「第25条」を「第83条」に改め、同条を第6条とする。

第4条を第5条とし、第3条を第4条とする。

第2条中「第10条の11の9第1項」を「第10条の11第1項」に、「第8条の14」を「第24条」に改め、同条を第3条とする。

第1条の次に次の1条を加える。

(伐採及び伐採後の造林の届出に係る添付書類)

第2条 省令第9条第3項第7号に規定する書類は、次の各号に掲げる区域の区分に応じ、当該各号に掲げるものとする。

(1) 伐採後に造林する区域 次に掲げる事項の位置を明示した図面

ア 伐採時に設置する集材路

イ 土場

ウ 周辺の路網

(2) 伐採後に小規模開発行為(法第10条の2に規定する土地の形質を変更する行為で、政令で定める規模を超えないものをいう。以下同じ。)をする区域 次に掲げる事項を記載した小規模開発行為の計画書

ア 小規模開発行為の工期及び目的

イ 小規模開発行為をする区域に係る各筆の土地の所在地及び森林の面積

ウ 小規模開発行為をする森林の面積

2 省令第9条第3項第1号に規定する森林の位置図及び区域図に、前項第1号アからウまでに掲げる事項の位置を明示したときは、同号に規定する図面を添付することを要しない。

第1号様式中「第2条関係」を「第3条関係」に改め、同様式注以外の部分中「第10条の11の8」を「第10条の11」に改める。

第2号様式中「第3条関係」を「第4条関係」に改める。

第3号様式及び第4号様式中「第5条関係」を「第6条関係」に改める。

第5号様式中「第6条関係」を「第7条関係」に改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(産業観光局農林振興室林業振興課)